

社会福祉法人 楽生会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を充分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 平成29年4月1日 ~ 平成34年3月31日

2. 目標① : 所定外労働時間を削減する

対 策 : 残業が発生する実態を分析する。

: 分析を基に業務内容や体制を見直し、改善策を話し合う。

目 標② : 育児・介護休業法に基づく諸制度の周知・利用の促進を図る。

対 策 : 人材確保の点からも諸制度を周知し、育児・介護休業に入る
職員の不安を取り除き、復帰しやすい環境づくりを行う

: 制度改正時には休業している職員へも周知する。

: ホームページで一般の公開を行う。